

## 総会運営規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第43条3項の規定に基づき総会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 総会運営については、定款に定める他この規定による。

(総会議事運営委員会)

第2条 総会の代議員の資格審査及び議事運営を円滑に行うため、理事1人及び総会に出席した代議員若干名をもって総会議事運営委員会を設置する。

2. 総会議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営にかかわる事項につき協議、提案を行う。

(総会議事運営委員会の任務)

第3条 総会議事運営委員会は互選により委員長を選出し、次の事項について審議し、委員長は必要事項を総会に発議する。

- (1) 定足数、出席数、欠席数、委任数及び委任状の適否について
- (2) 議事日程の具体的編成、またはその変更の処置
- (3) 議事運営が混乱したときの処置
- (4) その他の総会運営について必要な事項

(議長の選任)

第4条 総会はすべての議事に先立って、出席した代議員の中から議長を選任する。

2. 議長は2名以内とする。

(議長の任務)

第5条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、議事運営を円滑に行うことを職責とする。

(議事録署名人)

第6条 議長は議事の開始にあたって、定款43条に基づく総会議事録に署名する代議員2名の選任を総会にはかる。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたって、書記2名を指名する。

(選挙管理委員会)

第8条 総会での役員選挙の手続き及び選挙に関する事務を適正かつ円滑に行うため、理事1人及び総会に出席した代議員若干名をもって選挙管理委員会を設置する。

(選挙管理委員会の任務)

第9条 選挙管理委員会は互選により委員長を選出し、「役員を選出及び選挙等に関する規約」に基づき次の事項を行う。

- (1) 役員選挙について総会に提案し、承認を得る。
- (2) 役員選考委員会からの報告を受け、選挙に関する事務を担当する。

(議案)

第 10 条 議案とは、総会の意志を決定し、または意志を表示することを目的とするもので、  
予め文書で示された独立の案件をいう。

2. 議案を総会に提出できるものは次の通りとする。

- (1) 理事会
- (2) 理事会が定めたもの。ただし、総会の開会中緊急の必要により追加議案を提出  
する場合は、所定の様式をもって文書で議長に提出することができる。

(発言)

第 11 条 代議員は発言しようとするときは、挙手により議長の許可を得た後に自己の所属及  
び氏名を告げ、発言するものとする。

(動議)

第 12 条 動議とは、代議員が議事の手続きまたは審議上の問題で、総会の議決を求めため  
口頭をもって提案することをいう。

(修正案)

第 13 条 議案を修正しようとする代議員は、予め文書を持って修正案を議長に提出しなけれ  
ばならない。

(採決)

第 14 条 採決の方法は、拍手、挙手、起立、投票のいずれかとする。

(傍聴)

第 15 条 会員は、総会を傍聴することができる。ただし、会場の都合等で制限されることが  
ある。

(規約外事項)

第 16 条 この規約に定めるものの他、必要な事項は総会運営委員会において決定する。

(付則)

第 17 条 この規約の改廃は、理事会において行う。

制定 1998 年 4 月 23 日